

通関関係書類の電子化・ペーパーレス化 への取組みについて

平成24年6月
財務省関税局業務課

1. 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に向けた取組み①

目標

- 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進
⇒通関関係書類の提出の省略、電子化又はPDF等による提出
- NACCSにおける貿易手続全般に係る国際物流情報プラットフォームとしての機能強化
⇒民間の貿易取引の電子化の推進・NACCSとの連携

平成25年度のNACCS等の更新時までの取組み

- 通関関係書類の簡素化
- NACCSの「電子インボイス業務」の利用促進
⇒ 企業・関係業界等へのセールス
⇒ インボイス業務のプログラム変更の実施（桁数・欄数の増加等）
- 通関関係書類のPDF等によるNACCSでの提出

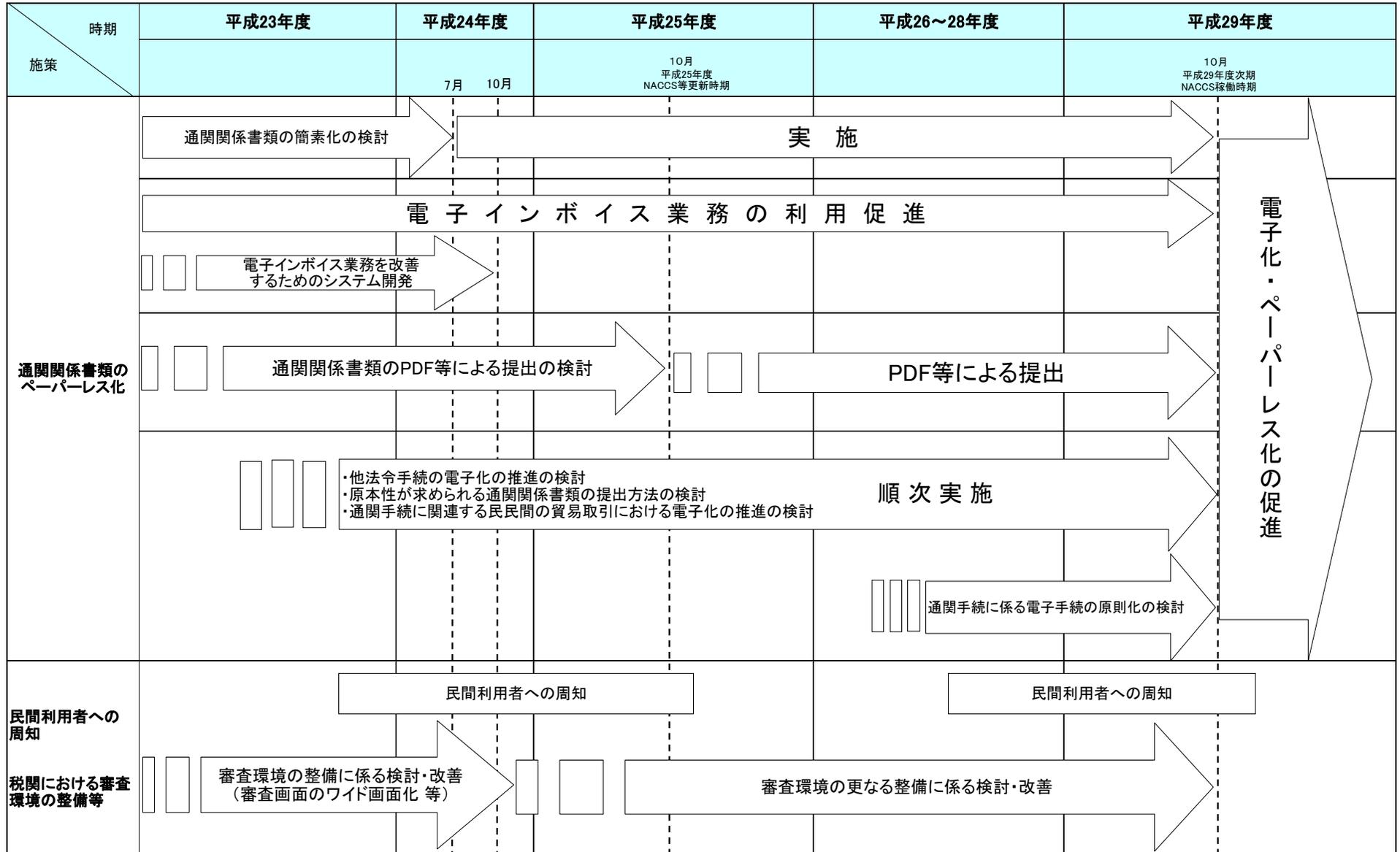
平成29年度の次期NACCS等の稼働時までの取組み

- 他法令手続等の電子化の推進
- 民間の貿易取引の電子化の推進・NACCSとの連携（海上運送状、保険料明細書等）
- 通関手続に係る電子手続の原則化

（注）国際的な電子化の状況及び民間の電子化の状況等を踏まえ、必要な場合には、前倒しも検討。

1. 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に向けた取組み②

○ 行程表

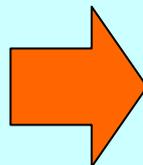


2. 通関関係書類の簡素化に係る関税改正の内容

○ONACCSを利用して行う輸出入申告のうち、審査・検査が不要とされるもの(区分1)の取扱い(平成24年7月より措置予定)

【現状】

輸出入の申告後、3日以内に通関関係書類を税関に提出



【平成24年7月以降】

原則、提出省略(注)

(注)① 原本確認又は通関数量等の裏落しを必要とする書類(他法令確認に係る証明書(E/L,I/L等)、原産地証明書、関税割当証明書等)が添付されるもの(輸出入)

② 減免・戻し税の適用に関連して、輸入申告時において一定の書類の提出が義務付けられているもの(輸入)

③ 減免・戻し税の適用に関連して、輸出申告時において一定の書類の提出が義務付けられているもの(輸出)

④ 関税等の額が高額であること等により通関関係書類を会計検査院に提出する必要があるもの(輸入)

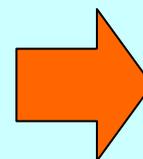
⑤ その他税関長が特に必要と認めるもの(輸出入)

については、引き続き、事後の提出を求めることとする(①～④は輸出許可又は輸入申告の日から3日以内、⑤は税関から提出を求めた場合に提出)

○仕入書の取扱い(平成24年7月より措置予定)

【現状】

輸出入申告に際しては、原則として仕入書を税関に提出しなければならない。
(関税法第68条第1項)



【平成24年7月以降】

税関長が輸出入の許可のために必要があるとき(区分2又は区分3となった場合)に仕入書の提出を求めることができることとする。

○その他

・輸入者が、仕入書を税関に提出しない場合の保存義務に係る規定を整備(平成24年7月より措置)

(参考)AEO輸入者、AEO輸出者及び一般の輸出者については、これまでも仕入書を税関に提出しない場合の保存義務に係る規定あり。

・輸出された貨物について、税関がその輸出者等に通関関係書類の提示、提出を求めることができる旨を明文化(平成25年1月より措置予定)

3. 通関関係書類のPDF等による提出に向けた検討状況

1. 制度の概要

電子化・ペーパーレス化の推進及びリードタイム短縮・コスト削減の観点から、平成25年10月より、通関関係書類をNACCSによりPDF等で提出することを可能とする。

(注1) 原本確認又は通関数量等の裏落としを必要とする書類（他法令確認に係る証明書（E/L、I/L等）、原産地証明書、関税割当証明書等）については、引き続き、書面により提出を求める予定

(注2) PDF形式ファイルの他、TEXT形式、Word形式、Excel形式又はCSV形式のファイルによる提出も可能とする予定（現行の「添付ファイル登録（MSB）」業務と同様）

2. NACCSの概要（案）



〈ポイント〉

- ① 1回の申告添付登録あたり、ファイル数は最大10ファイル、合計容量は最大3MB
- ② 1ファイルの最大容量は最大500KB
- ③ 申告添付登録は事項登録の後から実施可能
- ④ 1申告につき1回のみ申告添付登録可能
- ⑤ 通関関係書類の提出が不要な申告についても申告添付登録を可能とするが、NACCSの原本保存対象外
(注) 税関へ提出されたことにはならないため、輸出入者に書類の保存義務あり
- ⑥ 登録済みのファイルを訂正する際は、税関へあらかじめ申し出ることを検討中
- ⑦ 修正申告及び更正の請求については、申告添付登録の対象外

〈画面イメージ〉

申告番号を入力してリンク付け

添付ファイル	区分	申告番号	10805342860
10_test.doc	IV	宛先官署	1A
11_test.doc	BL	宛先部門	01
12_test.doc	OR	通信欄	添付書類3件登録しました。

共通部の添付ファイル領域の「区分」において、書類区分を選択

※(EX)書類区分:
IV: インボイス...e.t.c.

画面共通部

画面業務固有部分
(テンプレート)